



全日本畳事業協同組合
All Nippon Tatami Business cooperative

事務局
令和 7 年 6 月 26 日

第23回通常総代会議事録

1. 総代会の種類 第 23 回通常総代会
1. 総代会招集年月日 令和 7 年 5 月 15 日
1. 開催日時 令和 7 年 6 月 9 日(月)13 時 30 分
1. 開催場所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 東館 2 階 芙蓉の間
東京都新宿区市ヶ谷本村町 4-1
1. 組合員数 1,847 名
1. 出席した総代数 84 名
1. 内訳 本人出席 39 名
議決権行使書提出 27 名
委任状 18 名(受任は 15 名)
1. 出席した理事ならびに監事の氏名
理事 石河恒夫・佐々木誠喜・大平雅章・岡田暁夫・堀田登喜夫・的場貴之
南 佳男・中島三喜・半沢雅之・池田雅晴・神崎征美・新井田 智・森川
正平・岡添雅也・荒木敏昭・岩本久和(以上 16 名)
監事 谷口秀雄・四方 茂(員外)(以上 2 名)
議事録作成人 池田雅晴
1. 議決事項に特別な利害関係を有する理事の氏名 なし
1. 議長選任の経過
定刻に至り、司会者大平雅章理事の進行により、佐々木副理事長が開会を宣言した。議長の選任方法を諮った所、執行部一任との声があり、満場一致をもって新井田智氏が議長に、岡添雅也氏が副議長に選任された。



1. 定足数の確認等

最初に議長より、議事を開いて議決を行う為の必要な定足数の確認があった。定款第48条により、総代会は総代の半数以上の出席により成立する。総代数100名の内本人出席が39名。議決権行使書の提出が27名(第6号議案の否決数が2、第7号機案の否決数が3、他議案については27名が賛成)、他者への委任状は18通あったことから、有効定足数は(39+27+18)の合計84名で、よって総代数の半数以上となり総代会は成立した。

また定款第47条によれば、組合員は1名の受任が可であり、白紙を含む執行部(理事)委任とされた18通の委任状については、出席理事16名の内、議長を除く15名が受任をした。従って有効な議決数は80名(39※出席者-1※議長+27※事前議決権行使+15※受任)となり、その過半数となる41名を以て議案は承認となる。

議長が続いて議案の審議に入った。

1. 議事の経過の要領および議案別議決の結果

まず議長より、第1号議案から第3号議案までは関連議案のため一括審議したい旨の説明があり了承された。

第1号議案 令和6年度事業報告承認の件

第2号議案 令和6年度決算報告承認の件

第3号議案 剰余金処分(案)承認の件



令和 6 年度事業報告を石河理事長、岡田総務委員長、大平専務理事、的場事業委員長、大亀 PDMgr、堀田技能推進委員長がそれぞれ報告。続いて岡田総務委員長が決算報告および剰余金処分案を朗読、さらに谷口監事が監査報告を行った。

議長より第 1 号議案から第 3 号議案の議案を議場に諮ったところ、賛成多数により可決された。次に議長から第4号議案から第5号議案までは関連議案のため一括審議したい旨の説明があり了承された。

第4号議案 令和 7 年度事業計画(案)承認の件

第5号議案 令和7年度事業予算(案)承認の件



令和7年度事業計画を大平専務理事、岡田総務委員長、的場事業委員長、大亀 PDMgr、堀田技能推進委員長が各々担当する事項の説明を行ない、令和7年度事業予算(案)を岡田総務委員長が原案を朗読した。

ここで岡添副議長が事前に寄せられた書面質疑を読み上げ、各担当者より答弁が行われた。

Q1 議案書 18 ページ 1.市場調査と需要分析について(神奈川県 関口総代)

Q: 第 22 回通常総会資料におきましても事業計画案として同じ見出しで記載されておりますが、今回の事業報告の中の記載が分かりません。この点、お教えいただきたいと思います。今 年度も事業方針にありますが具体的にどのような方法をお考えかご説明いただきたいと思います。

A: 熊本県産地、科学メーカーからのヒヤリング、全国い産業連携協議会からの資料情報をもとに算出、または分析している。我々はエンドユーザーが求められている事を一つ一つ情報発信することで事業内容にしていると、大平専務理事が答弁した。

Q2 議案書 19 ページ 4.広報活動について(京都府 中野総代 ※京都府 武内氏受任)

Q: インスタ、フェイスブック発信ありがとうございます。これらを見ない、見れない組合員多くおられます。業界紙がなくなり紙媒体での発信は経費面含めて難しいでしょうが、年 3・4 回でも壁新聞のようなものを発行して、こんな発信している、活動をしている、総代会の報告を全会員にメール、できない人には郵送できないものか?

A: 畑業界においてもインターネットや SNS などの必要性が高まっており、今後の業務に活用できるような講習会等を計画して行くと、的場事業委員長が答弁した。



Q3 議案書 19 ページ 6. 関係省庁・他団体との共有について(神奈川県 関口総代)

Q: 全日畠会員ページの報告を読みました。たたみ振興議員連盟の推薦状についてのPDFで初めてどのような方が加盟されているのかを知ることが出来ました。地位のある議員の方もいらっしゃいますので動いていただけるのならとてもありがとうございます。ただネット検索をしてもたたみ振興議員連盟の活動が見えてきません。議員連盟の皆さんのがどのような活動をしているのか、わかる範囲で構いませんので説明いただければと思います。

コミュニケーションレポートの中で優良工務店の会副会長の青木さんが質疑応答でエコ、木質化住宅における補助金の可能性について言及されています。陳情の中にも子育て支援、ホテル業の畳についての補助が記載されていました。補助金に頼るのは忸怩たる思いはありますが、現実に畳減少を抑えるにあたって重要な要素であることは間違いないとおもいます。各官庁に働きかけをお願いいたします。

A: たたみ振興議員連盟の先生方には、我々の要望をいかに行政に届けるかの最善な方法を助言頂いている。こちら側で目的を明確にし、しっかりと素案を練って最後の一押しを先生方にお願いするのが筋(礼儀)だと考えている。一から十まで議連の先生方にお願いしては、何もできない団体の無力さを伝えているようなもの。多忙な先生方にとっても迷惑でしかない。国の施策の補助金については必要性は理解するが、何といっても原資は税金であり、どの業界も苦しいと言っている以上、当てにするのは難しいと言わざるを得ない、と石河理事長が答弁した。

質問への答弁後、議長が第4号議案と第5号議案を議場に諮ったところ、賛成多数で可決された。

第6号議案 定款の一部改訂(案)承認の件

石河理事長が、ここ数年間の組合員の退会により、全体に占める各支部の総代数の割合が不均等になっている現況を是正するものである旨の説明を行った。

議長が第6号議案について議場に諮ったところ、賛成多数により可決された。

議長より第7号議案から第 11 号議案は関連議案のため一括審議したい旨の説明があり、了承された為、佐々木副理事長が原案を朗読した。



第 7 号議案 令和7年度賦課金徴収方法等(案)承認の件

第 8 号議案 令和7年度における手数料、使用料の最高限度額(案)承認の件

第 9 号議案 令和7年度組合借入金最高限度額(案)承認の件

第 10 号議案 役員選任の件

第11号議案 役員報酬(案)承認の件

第12号議案 次期総代会開催地決定の件

ここで岡添副議長が議案に対する書面質疑を読み上げ、各担当者が答弁した。

Q4 議案書24ページ 1.組合費 2.賛助会費について(京都府 中野総代 ※京都府武内氏受任)

Q: 京都畠商工協同組合もここ2年で9事業所の退会。運営が厳しくなるのは一緒です。今回の値上げで理事会でも全日畠加盟選択制への移行の意見が強まっています、現在は京都畠商工協同組合数=京都支部組合員数です。そうなれば保険、品管、証紙に関わっておられない1/3位が退会される可能性があります。単組の30,000円の負担と当組合事務経費含めて更新される組合員は10,000円お願いしようかと。事業収入を増やすのは難しく賦課金の値上げは致し方ないと思います。畠業界のために全日畠が国への陳情等、頑張っておられるとの思いはありますが、後継者のいない事業所が廃業はまだしばらく先なのに組合をやめていく流れに歯止めがかかりません。

A: 組合員数の減少については全国的な問題として認知している。多くの会員数を持つ全国組織であることが、行政との交渉を可能にしているのも事実。会員数を減らさないという目的においては、現在の社会情勢を鑑みた場合、準会員やネット会員等も考えて行かなければならない。但しその場合、従来から引き継いできた支部のあり方という観点を考慮する必要があり、今後も慎重に検討していくと石河理事長が答弁した。

Q5 議案書20ページ「特級技能士」の新設準備について(神奈川県 関口総代)

Q: 特級技能士の新設理由についてお聞かせください。また特級技能士の受験資格、試験内容等検討中の内容があれば教えていただきたいと思います。

文中に粗悪工事で消費者が畠に対する嫌悪感を持たないようありますが、最低限きちんと採寸をし、畠を仕上げる人を育成していくことも重要と考えます。

A: 堀田技能推進委員長より特急技能士の意義は大きな現場に於いて必要となる。特急技能士の取得要領の説明を行った。

Q6 お客様とのトラブルでの相談窓口について(山梨県 宇佐美総代)

Q: これは、総代会資料への意見、質問では無く、ある組合員さんに起きたトラブルでリフォーム会社、お施主様間の、パワハラ、モラハラに悩んで、相談に来ました。しかし専門家でも無い私に、的確なアドバイスなど出来るわけもなく、誰に相談したら良いのかわかりませんでした。その間にも、高圧的なメールや社長が来

て威圧したり。と、相当悩んでおりました。

困った時に、気軽に相談出来る専門家、弁護士さん等、全日曇で、相談所的な物を作つて頂けないでしょうか、全国には、困っている人沢山いるんじやないですかね。

A: 全日曇自体は、法律的な相談を行う法律事務所を決めていた。以前に一度、諸々の相談をさせて頂いたことがある。東京では弁護士の相談費用は分単位で千円近い金額であり、ましてや団体で顧問契約をするというのは現実的ではない。それぞれの地域の弁護士会館などで行つてはいる、1時間5000円程の相談窓口に行かれるのが賢明かと考える、と石河理事長が答弁した。



Q7 挙手により、京都府・中野総代より受任の京都府・武内氏から質問があつた。

Q: 内装仕上げ工事からの曇工事分離について、また公共事業に於いて国産曇表に限定するなどの働き掛けは出来ないか？

A: 建設業許可については10年以上国交省に陳情し続けている。また仮に内装工事業から独立すれば、今以上の多くの規制の対象となることも聞かされている。実現するには有識者を交えた委員会等を経て、法案として国会審議を通過しなければならない極めてハードルが高い事案でもあるが、先日も中野国交大臣に陳情しており、引き続き諦めずに交渉していく。

曇表については同感であるが、日本の行政のルールは排除を非とする大原則がある。今まで特定の人やモノを優遇・限定したという前例がない、従つて特例としての大義がない限り、聊か難しいと考える、と石河理事長が答弁した。

質問への答弁後、議長が第7号議案から第11号議案までを議場に諮つたところ、賛成多数により可決された。

以上をもつて、第23回通常総代会の議案審議をすべて議了したので、佐々木副理事長が閉会を宣言した。

時に 15 時 30 分 議事録作成人 池田雅晴



総代会の終了後、すぐに 2F 琵琶の間に場所を移し、新役員（理事）19 名が出席して令和 7 年度第 1 回理事会を開催した。議案は代表理事の選出であり、岐阜県の石河恒夫理事が満場一致で代表理事に選出された。任期は 2 年。石河理事長は再任、2 期目となる。

執行部役員については代表理事が選任し、翌日行われる令和 7 年度第 2 回理事会において発表される。